

働く男のライフスタイル情報紙

Biz Life Style

[ビズスタ広島]

NO.13
2019 03

ビズスタ NO.14 は2019年4月26日(金)発行

「Biz Life Style」は東京、神奈川、関西、京都、滋賀、広島、仙台、福岡、名古屋にて62.5万部発行下記URLまでアクセスを。

www.biz-s.jp

広告掲載に関するお問い合わせ・申し込みは

TEL:082-535-3510 FAX:082-535-3590

www.dag-group.co.jp

企画・制作/株式会社デイリー・インフォメーション中国支社
〒730-0032 広島市中区立町1-20 NREG広島ビル4F
© 2019 DAILY ADVERTISING AGENCY CO.,LTD

広島市中区広島大学跡地 地上53階建て免震タワーマンション登場。

その街の名は「hitoto広島」。
すでにご存知の方も多いのではないだ
ろうか。広島市内中心部からほど近く、
広島大学本部跡地(中区千田町)の約
3.8ヘクタールという広大な敷地に
誕生した都市空間だ。

新たな都市の賑わい拠点として、この
街で暮らす人、過ごす人、訪れる人が楽
しさを喜びを感じる街づくりが現
在も進行中。体験型の学びイベントや多
世代、多国籍の出会いと交流を創出する
「hitoto広島テラススクエア」、
カーライフの情報発信基地「Cー1p
HIROSHIMA」、ケアハウスス
ポーツクラブなどの多様な施設が次々
にオープンし、かつて学生たちの活気
にあふれていた場所が蘇り、さらなる進化
を遂げている。

そして、この街の中心に2020年、
全665戸の超高層免震タワーマン
ション「hitoto広島The
Tower」がいよいよ姿を現す。高さ
178.08m、地上53階建てと、中国四
国九州で最高階数を誇る。南西に瀬戸
内海、北東に煌めく都市を望み、足元
には約3500mを超える豊かな緑地帯

を携え、東西南北、四季折々で多様な表
情を映し出す。また、隣接する約3万㎡
(約80m)徒歩1分の東千田公園も含め
ると、街中とは思えない開放感に恵ま
れ、住み手の日々にとりと心地よさ
を提供していく。

広島市中心部でありながら空の広さ
と緑の潤いを感じるこの大規模レジデ
ンスが今、注目を浴びている。販売開始
から約1年、早くも供給戸数は300戸
を突破。すでに50階から52階のプレミ
ムフロアには完売したタイプも、街中と
いう利便性はもたらしたか、これほどま
でに人々を惹きつける魅力はどこにあ
るのだろうか。人気の秘密に迫る。



hitoto広島The Tower

※1階1号室(約200㎡)の特別仕様戸数は360戸となります。(2019年3月10日現在)
《建物内観写真等CG》建物内観写真はCG(3D)画像を基に作成された建物内観写真は写真CG(3D)画像を基に作成されたものであり、実際とは異なる場合があります。また、CGはあくまでイメージであり、実際とは異なる場合があります。

My Favorite Life Style



2019年の「家族を幸せにする相続セミナー」は「知識ゼロからの相続税入門」「生前贈与を活用した相続対策」「相続の争いを防ぐ遺言のススメ」「イザというとき慌てない相続税調査対策 虎の巻」「知っておきたい 葬儀後に必要となる手続き」をテーマとした全5回。今後の相続税対策に必ず役立つ内容となっている。

代表取締役 税理士 光廣昌史



2019 家族を幸せにする相続セミナー 全5回

- 第1回 4月11日(木)
- テーマ「知識ゼロからの相続税入門」
- 定員/18名
- 時間/14:00~16:30
- 時間/てらまちビュー空檜(同オフィスビル12階)
- 料金/1回1,000円
- 申込み・お問合せ
- http://www.office-m.co.jp/
- FAX 082-294-5007

ご希望の方、先着10名様に、相続について分かりやすくまとめた「相続手続きと届出のすべて」をプレゼント!



お申し込みは、「本希望」と記載の上、当社HPの「お問い合わせ」フォーム、または住所・氏名・電話番号をご記入の上、FAX:082-294-5007まで

※お預かりした個人情報は、当社サービスの案内・提供以外の目的での第三者への開示・提供はいたしません。



株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5-20 TEL/082-294-5000 営業時間/9:00~17:00 定休日/土・日曜、祝日 http://www.office-m.co.jp/

知らないと損? 事前対策で心配無用 リポート続出の相続セミナー

相続税申告年間70件の実績 経験豊富な税理士のセミナーへ

ほとんどの人が、「一生に一度か二度しか経験しない相続。」まずは何をしたらいいの? 「相続税ってどれくらいかかるの?」「節税対策をしたい」……そんなときには、まずは経験豊富なベテラン税理士へ相談しよう。

2015年の相続税改正により、今までなら相続税を払う必要がなかった人が課税対象になったり、払う必要のある人の相続税負担が大きくなった。また今年1月には目録記載遺言の方法を緩和する方策が施行され、7月には、民法の相続法の改正により遺留分等の制度が変わる。そんな中で「事前の対策をしておけば、節税ができたケースもあります。ぜひセミナーで相続税の仕組みを知ってもらい、いざというときに備えていただきたいです」と力を込める光廣昌史税理士。長年の経験と豊富な実績を持つ専門家から、相続をゼロから学べるチャンスだ。具体的なシミュレーションの依頼や、個別相談にも対応してもらえるので、ぜひこの機会に参加してみよう。